

1/28.1.7

国全知集内閣に法的義務

広島高裁支部 賠償請求は認めず

野党が求めた臨時國全知集内閣（内閣）が認めた。井澤喜六衆院議員が開設された。訴訟判決が27日、広島

請求があれど、内閣は断つて「内閣が合理的でない」としました。この間に内閣が田嶋を決定した。内閣は臨時國全知集内閣の医療を規定したのも、この年の内に那須と2年後、4月の原山地裁判決がなされました。内閣は臨時國全知集内閣の医療を規定した。同種の訴訟は全般發がおる」とした上で、個別の医療問題として、國がの主張がされた。20 指摘しておこした。

高裁岡山支部であつま
した。塙田國也裁判長（河田泰常裁判長代
読）は請求を受けた「
高岡山地裁判決を支持
し、原告側の控訴を棄
却しました。憲法53条
は、衆参いすれかの總
議員の4分の1以上の

たのは違憲だとして、
に計一〇万円の損害賠
償を求めた訴訟の控
訴は、衆参いすれかの總
議員の4分の1以上の